

昭和59年12月25日  
長崎県条例第41号  
最終改正令和3年3月26日

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(風俗営業の場所に関する基準)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第4条第2項第2号に規定する条例で定める地域は、次のとおりとする。ただし、臨時遊技場営業(祭礼その他特別の行事のある地域において当該行事の期間中に3月以内を限って営業するものをいう。)又は営業をする場所が常態として移動する営業に係るものである場合を除く。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
- (2) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)及び図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定するものをいう。)の敷地の周囲100メートル(営業所が都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域(次号において「商業地域」という。)にある場合には、70メートル)の地域
- (3) 病院等(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所をいう。以下同じ。)の敷地の周囲50メートル(営業所が商業地域にある場合には、20メートル)の地域  
(特別な事情のある日等)

第2条 法第13条第1項第1号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、次の各号に掲げる日の翌日とし、当該特別な事情のある日に係る同号の条例で定める地域(次項において「特別日営業延長許容地域」という。)は、それぞれ当該各号に定める地域とする。ただし、次条第1項に掲げる地域を除く。

- (1) 盆(8月13日から同月15日までの日) 長崎県の全域
- (2) 年末年始(12月24日から翌年の1月7日までの日) 長崎県の全域
- (3) 長崎県公安委員会規則で定める祭礼等の日 長崎県公安委員会規則で定める地域

2 特別日営業延長許容地域に係る法第13条第1項ただし書に規定する条例で定める時は、午前1時とする。

(営業延長許容地域の指定等)

第3条 接待飲食等営業(法第2条第4項の接待飲食等営業をいう。次項において同じ。)、まあじゃん屋及び同条第1項第5号に掲げる営業につき、法第13条第1項第2号に規定する午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域(次項において「営業延長許容地域」という。)

は、別表第1に掲げる地域とする。

- 2 営業延長許容地域に係る法第13条第1項ただし書に規定する条例で定める時は、午前1時（接待飲食等営業にあつては午前2時）とする。

（風俗営業の営業時間の制限）

第4条 法第13条第2項の規定により法第2条第1項第4号に掲げる営業（まあじゃん屋を除く。）を営む風俗営業者は、午前6時から午前10時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時（当該翌日が第2条第1項各号に掲げる特別な事情のある日のいずれかに該当する場合における当該特別な事情のある地域については、午前1時）までの時間において営んではならない。

（風俗営業における騒音等の規制）

第5条 法第15条に規定する条例で定める騒音に係る数値は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 法第15条に規定する条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第6条 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業用家屋等（営業の用に供する家屋又は施設をいう。）において、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、又はこれらの営業を他の者に営ませないこと。
- (2) 営業所で、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- (3) 営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設と兼用して営むものを除く。）に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。
- (4) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (5) 営業中は、営業所に施錠をし、又はさせないこと。
- (6) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

2 法第2条第1項第4号及び第5号の営業を営む風俗営業者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
- (2) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
- (3) 営業所において、客に飲酒させないこと（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可に係る営業所において法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者を除く。）。

3 特定遊興飲食店営業者は、第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 午後5時以後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。
- (2) 午後5時以後午後10時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示すること。

（ゲームセンター等への年少者の立入り制限）

第7条 法第2条第1項第5号の営業を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後5時以後午後10時前の時間において13歳未満の者を、午後6時以後午後10時前の時間において13歳以上16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

(店舗型性風俗特殊営業等の場所に関する基準)

第8条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する市町村が設置する公民館

(2) 国又は地方公共団体が設置し、又は管理するスポーツ施設

2 法第28条第2項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定により、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の場合にあっては、別表第3に掲げる地域において、受付所営業の場合にあっては、長崎県下全域において、これを営んではならない。

(性風俗関連特殊営業の広告制限地域)

第8条の2 法第28条第5項第1号ロ(法第31条の3第1項、法第31条の8第1項、法第31条の13第1項及び法第31条の18第1項において準用する場合を含む。)の条例で定める地域は、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の場合にあっては、別表第3の左欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地域とし、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の場合にあっては、別表第4の左欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地域とする。

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

第9条 店舗型性風俗特殊営業(法第2条第6項第4号の営業を除く。)、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業を営む者は、法第28条第4項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定により、長崎県下全域において、午前零時から午前6時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(深夜における飲食店営業に係る騒音等の規制)

第10条 法第32条第2項において準用する法第15条に規定する条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の深夜の欄に掲げるとおりとする。

2 法第32条第2項において準用する法第15条に規定する条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第11条 法第33条第4項の規定により酒類提供飲食店営業を営む者は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域において、午前零時から午前6時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第12条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号に規定する条例で定め

る地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 別表第1に掲げる地域

(2) 病院等の敷地の周囲20メートルの地域以外の地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第13条 特定遊興飲食店営業者は、長崎県下全域において、午前5時から午前6時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の深夜における騒音等の規制)

第14条 法第31条の23において準用する法第15条に規定する条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の深夜の欄に掲げるとおりとする。

2 法第31条の23において準用する法第15条に規定する条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第15条 法第38条の4の規定により風俗環境保全協議会を置く地域として条例で定める地域は、別表第1に掲げる地域とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和59年法律第76号）の施行の日から施行する。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条中「風俗営業等取締法施行条例（昭和34年長崎県条例第5号）第1条第7号」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号」に改める。

附 則（昭和61年条例第32号）

この条例は、昭和61年6月27日から施行する。

附 則（平成元年条例第41号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第44号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められている第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域に関しては、改正法附則第3条に規定する日までの間は、第1条の規定による改正前の長崎県屋外広告物条例の規定、第2条の規定による改正前の長崎県建築基準条例の規定及び第3条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成10年条例第34号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第66号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年条例第37号）

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第42号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第32号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年条例第62号）抄

（施行期日）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成30年条例第36号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第2条に規定する基準は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する基準として、施行日から起算して1年間は、その効力を有する。

別表第1（第3条、第12条、第15条関係）

市名	営業延長許容地域
長崎市	<p>1 本石灰町、船大工町、銅座町、丸山町1番、寄合町2番1号から4号まで、籠町2番から4番まで及び9番、新地町1番から3番まで及び8番から13番まで並びに浜町10番</p> <p>2 浜口町及び岩川町</p>
諫早市	<p>1 永昌東町1番から20番まで並びに天満町1番及び3番から13番まで</p> <p>2 八天町2番から7番まで、高城町6番、8番及び9番、本町、東本町1番及び2番、東小路町8番から12番まで、栄町1番から5番まで、八坂町1番、3番及び5番から7番まで並びに上町1番から3番まで</p>
島原市	<p>高島1丁目（一般国道251号線東側を除く。）、高島2丁目（一般国道251号線東側を除く。）、新町1丁目、万町、堀町及び中堀町（第一種住居地域を除く。）</p>
大村市	<p>西本町（一般国道34号線西側及び市道八幡町線南側を除く。）、本町（市道八幡町線南側を除く。）、東本町のうち市道大村駅前線、市道西本町宮ノ本線及び市道東本町線に囲まれた地域並びに市道大村駅前線、市道東本町線、市道八幡町線及び一般国道34号線に囲まれた地域、水主町1丁目のうち市道水主町団地2号線、一般国道34号線、市道水主町中継ポンプ場線及び市道水主町1丁目線に囲まれた地域並びに水主町2丁目（第一種住居地域を除く。）</p>
佐世保市	<p>山県町1番から5番まで、塩浜町1番から4番まで、下京町、上京町、本島町及び島地町1番から3番まで</p>
五島市	<p>江川町1番地から5番地まで及び9番地から12番地まで、栄町2番地から9番地まで、福江町4番から6番まで及び10番から14番まで、末広町、中央町3番地から8番地まで、幸町1番地及び2番地、錦町3番地、三尾野1丁目1番並びに三尾野2丁目1番（準住居地域を除く。）</p>

別表第2（第5条、第10条、第14条関係）

時間の区分 地域の区分	昼 間 （午前6時後午後6時前の時間）	夜 間 （午後6時から翌日の午前零時前の時間）	深 夜 （午前零時から午前6時までの時間）
1 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
3 1及び2に掲げる地域以外の地域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

別表第3（第8条、第8条の2関係）

営業の種類別	営業禁止地域及び広告制限地域
<p>1 法第2条第6項第1号、第2号及び同項第6号の規定により定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第5条の営業</p>	<p>長崎県下全域</p>
<p>2 法第2条第6項第3号及び第5号並びに第9項の営業</p>	<p>長崎県下全域。ただし、長崎市のうち銅座町8番から15番まで（8番から10番まで及び13番にあっては市道伊勢町大浦町線の近接する側端から20メートルの区域内及び14番にあっては市道伊勢町大浦町線及び市道浜町油屋町1号線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。）、本石灰町3番から5番まで（5番にあっては市道本石灰町高丘線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。）並びに船大工町1番及び2番並びに佐世保市のうち山県町1番から4番まで（1番にあっては市道上京下京町1号線、市道夜店通線及び市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内、2番にあっては市道夜店通線及び市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内、3番にあっては市道夜店通線の近接する側端から20メートルの区域内及び4番にあっては市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。）の区域を除く。</p>
<p>3 法第2条第6項第4号の規定により政令第3条第2項に掲げる構造を有する営業</p>	<p>長崎県下全域。ただし、長崎市のうち銅座町8番から13番まで及び15番、本石灰町3番から5番まで並びに船大工町1番及び2番並びに佐世保市のうち山県町1番から4番までの区域を除く。</p>
<p>4 法第2条第6項第4号の営業（3に掲げるものを除く。）</p>	<p>長崎県下全域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域を除く。</p>



別表第4（第8条の2関係）

営業の種類別	広告制限地域
1 法第2条第7項第1号の営業	長崎県下全域
2 法第2条第7項第2号、第8項及び第10項の営業	<p>長崎県下全域。ただし、長崎市のうち銅座町8番から15番まで（8番から10番まで及び13番にあっては市道伊勢町大浦町線の近接する側端から20メートルの区域内及び14番にあっては市道伊勢町大浦町線及び市道浜町油屋町1号線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。）、本石灰町3番から5番まで（5番にあっては市道本石灰町高丘線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。）並びに船大工町1番及び2番並びに佐世保市のうち山県町1番から4番まで（1番にあっては市道上京下京町1号線、市道夜店通線及び市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内、2番にあっては市道夜店通線及び市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内、3番にあっては市道夜店通線の近接する側端から20メートルの区域内及び4番にあっては市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。）の区域を除く。</p>